

# 中間報告書における議論の流れ (シンポジウムにおける前会長説明資料より)

〔ヒト受精胚の地位〕

「人の生命の萌芽」  
「人」ではないが、「人の尊厳」の理念や価値秩序の維持のために、その尊重が必要

〔研究目的の受精胚の作成〕

原則認められない。(一致)

例外を認めない見解



例外を認める見解  
生殖補助医療に限定する見解  
難病に関する研究にも認める見解

〔人クローン胚の倫理的地位〕

ヒト受精胚と同等とする見解



ヒト受精胚に準ずるとする見解



ヒト受精胚とは異なるとする見解

ヒト受精胚との間で取扱いに具体的差異をもたらすまでの倫理的差異を認めない見解

〔人クローン胚の作成〕

現時点では認められないとする見解(モラトリアム)  
ヒト胚を用いる研究には慎重な姿勢で臨むべき。  
当分はヒトES細胞と動物クローン胚の研究により、科学的知見の蓄積を図るべき。  
国民的理解も必要。



現時点で容認すべきとする見解  
再生医療の実現によってもたらされ得る恩恵は極めて大きい。  
再生医療への応用にはヒトクローナ胚の利用が想定される以上、早期に研究を開始すべき。  
公的審査機関による規制も検討すべき。